**平成２９年（フ）第２５４号**
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目10番22―406号
債務者　奥　　亜紀
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２９年（フ）第２７５号**
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目４番30号　エメラルド尾浜南405号
債務者　井上　朱璃
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２９年（フ）第１０５号**
奈良市百楽園５丁目14番１―507号
債務者　福田　昭子
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
奈良地方裁判所

**平成２８年（フ）第７３号**
山口県下松市大字末武中1293番地２
債務者　松本　英二
1　決定年月日時　平成29年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２９年（フ）第２７号**
山口県光市室積中央町９番３号セジュール中央Ａ棟205号、住民票上の住所山口県光市島田５丁目11番25号
債務者　吉村　博之
1　決定年月日時　平成29年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２９年（フ）第５７号**
山口県下関市一の宮卸本町７番６―606号　ハイアートビル新下関、前住所山口県下関市勝谷新町１丁目３番32　403号
債務者　福田　康子
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２９年（フ）第６１号**
徳島県名西郡石井町石井字石井59番地２、旧住所徳島県名西郡石井町高川原字南島263番地９
債務者　大西　宏実
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第６５号**
徳島県板野郡藍住町住吉字乾44番地１　ハイツ山本１　402号、旧住所徳島県板野郡藍住町笠木字東野14番地５
債務者　三橋　江美
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第４６号**
愛媛県新居浜市瀬戸町９番53号、前住所愛媛県新居浜市瀬戸町９番４号
債務者　五反田浩一
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２９年（フ）第７２号**
大分県別府市朝見１丁目７番40号　市営朝見再開発住宅Ａ棟304号
債務者　髙橋　美恵
1　決定年月日時　平成29年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２９年（フ）第８６号**
大分市西鶴崎１丁目１番６号
債務者　佐藤　孝一
1　決定年月日時　平成29年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２９年（フ）第９６号**
大分市南津留２番16号（アルファコート南津留302）
債務者　岡本　文年
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２９年（フ）第１１７号**
宮崎市大字郡司分甲375番地１　エスポアール・タカムラ101号
債務者　田中　康人
1　決定年月日時　平成29年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第１２１号**
宮崎市大塚台西３丁目１番地１　市営住宅113棟19号、前住所宮崎市曽師町24番地
債務者　井上　法子（旧姓井手）
1　決定年月日時　平成29年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第１２４号**
宮崎市吉村町大町前甲2245番地　マンションシャルム102号
債務者　髙妻真由美
1　決定年月日時　平成29年５月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第１２９号**
宮崎県西都市大字三宅2693番地１
債務者　小薗富美惠
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
宮崎地方裁判所破産係